

『小学校の統合』

明治4年、明治新政府は文部省を創設、翌5年に「学制」を發布し、明治6年に大衡小学校が開校しました。その後、翌7年に大衡小学校大瓜支校、明治11年に大衡小学校針支校、明治13年に大森小学校、翌14年に奥田支校が開校しました。

小学校制度は、明治から昭和初期にかけて度重なる改革が行われ、尋常小学校制、分教場制、国民学校制、小学校制、分校制などの変遷をたどりました。



▲大衡第一小学校



▲大衡第二小学校

戦後、昭和27年に発足した大衡村教育委員会は、昭和29年に「大衡小学校」を「大衡第一小学校」に、「大森小学校」を「大衡第二小学校」に改称しました。「大衡小学校」と「大森小学校」の校名は、村民にとってそれぞれに愛着の深いものであったため、校名改称にためらいもありました。

当時、第一小学校は「大瓜分校」・「針分校」・「奥田分校」の三つの分校を抱え、分校教育に優れた実績と研究を積んでおり、県教育委員会から高い評価を得ていました。

昭和44年、奥田分校が児童数減少により廃止となり、児童は本校の第一小学校へ通学しました。また、村は大瓜分校廃止の方針を示し、分校存続を望む地元の大瓜地区住民と話し合いを重ねた記録があります。その後、昭和46年度に村教育委員会は過疎対策の一環として「全村一校統合」の方針を決定し、村議会は、「第一小学校と第二小学校を廃止し、新たに平林に大衡小学校を建設する。」と議決しました。

しかし、小学校統合の問題は村民の大きな関心を集め、統合事業の中止を求める陳情書が村民約600名の署名をもって村長・議長・教育長宛に提出され、村は小学校統合の必要性を丁寧に説明し、村民へ理解を求めました。

このような経過で、第一小学校と第二小学校は昭和46年度で廃止され、昭和47年度から名目統合されて大衡小学校が設立されました。しかし、統合校舎が完成するまでに2年を要し、この間児童は従来どおり大衡小学校の大童教場(旧第一小)・大森教場(旧第二小)・大瓜分校・針分校に通学しました。

昭和48年12月に平林(現在地)に新校舎が完成し、昭和49年4月から村内の全児童395人、13学級がそろい大衡小学校での生活がスタートしました。大衡小学校の校章は旧第

一小学校の校章、校歌は旧第二小学校の校歌を採用・制定しました。



▲奥田分校



▲針分校



▲大瓜分校



▲針分校があった衡上集会所敷地に残る二宮金次郎像

※参考文献 大衡村誌
◆問い合わせ先 総務課村誌編纂室
☎34515111

国民年金だより

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が国民年金に加入します。国民年金の種別が変更になった時は、年金記録をつなぐためにも忘れずに届け出をしましょう。年金異動手続きには必要書類等がありますので、詳しくは窓口まで問い合わせください。

○第1号被保険者(自営業者、学生、フリーターの方など)

こんなとき	被保険者の種別	届出先	用意するもの
会社等に勤めていない人や学生が20歳になったとき	第1号	住民生活課	・印鑑
第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先	・印鑑 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書

○第2号被保険者(厚生年金、共済年金の加入者)

こんなとき	被保険者の種別	届出先	用意するもの
60歳になる前に会社などを退職したとき	第2号→第1号	住民生活課	・印鑑 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書
退職して、第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先	・印鑑 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・離職証明など退職日のわかるもの

○第3号被保険者(第2号被保険者である夫(妻)に扶養されている方)

こんなとき	被保険者の種別	届出先	用意するもの
収入が増えるなどして、扶養から外れたとき	第3号→第1号	住民生活課	・印鑑 ・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・扶養消失日のわかるもの
配偶者が退職したとき			・印鑑 ・年金手帳 ・離職証明など退職日のわかるもの
60歳になる前に就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	配偶者の勤務先	・印鑑 ・年金手帳 ・健康保険証 ・基礎年金番号通知書
配偶者が転職したとき、又は配偶者の加入制度が変わったとき			

国民年金保険料学生納付特例制度ご案内

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合国民年金保険料の納付が猶予されます。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】 180万円 + [扶養親族等の数 × 38万円]

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。詳しくは、お近くの年金事務所、役場に問い合わせください。



◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512